

第5章 施策の現状と今後の方向性

施策の展開

生活支援・住まい

① 地域共生社会の実現

【現状と課題】

- 社会的孤立、複合的な課題や制度の狭間で問題を抱える世帯が顕在化しています。
- 各相談部署（機関）は、制度をベースとした専門性により支援しているため、専門外は手を付けず、たらいまわしが発生している現状がみられます。
- 高齢者人口の増加や高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、多種多様で総合的、かつ、継続的な支援を要する事例が増え、地域包括支援センターに期待される役割は年々大きくなっています。
- 地域包括支援センターに寄せられる相談件数は、年々増加しています。また、高齢者を取り巻く家族の問題が複雑化することで、支援困難な事例が増えており、地域包括支援センターの負担が増えています。
- 少子高齢化、核家族化が進む中で、老老介護、ヤングケアラー、ダブルケア、介護離職といった問題を抱える介護者の負担軽減が必要です。
- 核家族化の進展により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。できる限り住み慣れた地域で安心して生活するため、多様な主体による生活支援や介護予防サービスが選択できる地域づくりが必要です。
- 高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいづくりや介護予防の効果が期待できることから、地域において社会参加できる体制づくりが必要です。

【施策の方向と主な事業】

- 複合的で解決困難な課題を捉え、窓口担当者が全部を引き受けるのではなく、様々な相談部署（機関）が、各分野の専門性を活かしながら、分野を超えたニーズをみんなで受け止め、一緒に考えるワンストップ体制を目指します。
 - ・解決困難な個別相談への対応
 - ・相談支援包括化ネットワークの構築
 - ・相談支援包括化推進会議の開催
 - ・自主財源確保のための取組
 - ・新たな社会資源の創出
 - ・重層的支援体制整備事業の実施
- 相談件数の増加、虐待や高齢者本人・その家族の福祉的課題による困難を抱える事例に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの体制を整備します。
 - ・高齢者人口や業務量に応じた職員配置
 - ・3専門職によるチームアプローチの強化
 - ・地域における関係機関のネットワークづくり
 - ・地域包括支援センターへの後方支援体制の整備
- 各分野の関係機関との連携協働による地域包括支援センターの課題解決力を強化します。
 - ・多職種連携協働による個別ケースの課題解決に向けた地域ケア会議（個別ケースケア会議）の実施
 - ・多機関連携ネットワークを活かした地域課題解決のための地域ケア会議（圏域ケア会議等）の実施
- 多分野が連携し、ケアラー支援に取り組みます。
 - ・各分野における、支援制度やサービスの情報提供
 - ・要支援者だけでなく、家族全体の視点によるアセスメント
 - ・多分野の支援機関同士の情報共有及び支援連携
- 高齢者の生活に関わる住民組織や介護・福祉サービスを提供する事業者等と行政が連携し、生活支援に関するニーズやサービスの担い手を把握する等の情報交換を定期的に開催し、地域力の向上を図ります。
 - ・生活支援体制づくり協議体の運営
- 支援を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、地域住民やボランティア等により行う生活支援サービスの提供体制づくりを支援します。
 - ・生活支援の担い手となるボランティアの養成
 - ・住民主体のサービス提供活動に対する助成
- 生活支援体制づくり協議体等を通じた、地域への生活支援サービスの創出・継続への支援
 - ・官民連携による地域力の向上

② 見守り支え合う地域づくりの推進

【現状と課題】

- 日常生活に不安を抱える高齢者を地域全体で支えるため、見守り・支援体制が必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、市域全体で増加が見込まれることから、地域においてお互いに支え合う体制づくりが必要です。
- 地域や家族との関わりが薄い高齢者も存在しており、重大な問題が生じる前に対策が必要です。

【施策の方向と主な事業】

- 日常生活に不安を抱える高齢者を見守り・支援するための仕組みづくりを進めます。
 - ・はままつあんしんネットワークによる見守り
 - ・民生委員と連携したひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の実態調査の実施
- 高齢者を取り巻く状況の変化と超高齢社会への対応の理解を深めてもらうため、周知啓発を図っていきます。
 - ・市職員による出前講座で各種事業や取組の説明や紹介
 - ・「高齢者福祉のしおり」等、ユニバーサルデザインに配慮したパンフレットやホームページによる広報

③ 選択可能な住まいと自分らしい暮らし方

【現状と課題】

- 一戸建て住宅、マンション・アパート、サービス付き高齢者向け住宅等、生活の場が多様化しています。
- 最近では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいます。
- 実態調査から、自身に介護が必要となったときの介護場所として、自宅を希望する人は高齢者の過半数となっており、施設入所を希望する人は約2割となっています。

【施策の方向と主な事業】

- 高齢者の心身の状況や経済的状況等に応じ、選択可能で多様な住まいの提供を進めます。
 - ・グループホームの計画的な整備
 - ・住まいのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の普及啓発
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の登録
 - ・有料老人ホームへの指導
 - ・高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善
 - ・高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の運営
- 居宅での生活を容易にするため、高齢者の状況に応じた住宅設備の改修を支援します。
 - ・高齢者住宅改造費の補助



④ 尊厳ある暮らしの支援

【現状と課題】

- 高齢者の人権や尊厳を守ることに
ついて、家族や地域の理解が十分
とはいえない状況です。また、
身寄りのない高齢者が増加して
おり、本人の判断能力や生活状況
の変化に気づきにくい傾向にあ
ります。
- 認知症のひとり暮らし高齢者は、
自己決定することが難しく、人
権・権利の実現について不利益な
立場に置かれやすい傾向にあり
ます。
- 判断力の低下した高齢者は、虐待
や消費者被害に遭いやすいため、
その対策が必要です。
- 自立した生活を支援するサービ
スとして緊急通報システム、配食
等の希望が高まっています。
- 高齢者の多くが健康面を不安に
感じています。
- 複合的な課題を抱える高齢者世
帯への支援が必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 成年後見制度の利用を促進します。
 - ・成年後見制度周知のための広報活動・相談機能の強化
 - ・成年後見制度に係る中核機関との連携強化
- 虐待の早期発見、早期解決に努めます。
 - ・相談通報窓口の周知啓発
 - ・対応マニュアルの活用
 - ・相談機能の強化
 - ・関係部署・機関等との連携強化
 - ・虐待を受けた高齢者への適切な対応
 - ・虐待防止研修会・講演会の開催
 - ・虐待防止・困難事例アドバイザーの活用
 - ・PDCAサイクルを活用した事業推進
- 消費者被害防止のための意識の向上に努めます。
 - ・消費者相談組織・機関との連携強化
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が不安なく暮らせる
よう、行き届いた生活支援サービスを展開します。
 - ・健康上の不安への備えとして緊急通報システムの貸与
 - ・食事の調理が困難な人への配食サービス
 - ・家の周りの手入れ等軽易な日常生活上の援助
 - ・入所施設への一時宿泊による日常生活に対する支援
- 本人に対する生活支援の充実だけではなく、家族介護者の在宅
介護を支援して負担軽減を図ります。
 - ・介護方法や介護者自身の健康づくりの知識習得の機会提供
 - ・経済的な負担軽減のための介護用品等の支給
- 複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談について、本人の
状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施し、生活困窮状態
からの脱却や課題解決を図ります。
 - ・生活困窮者の自立支援

⑤ 自立支援、介護予防・重度化防止

【現状と課題】

- 要支援状態になる原因の第1位は運動器の障がいです。
- 各種健診（検診）の受診率の向上が重要です。より一層の健診の受診勧奨、啓発等が必要です。
- 多くの人は、健康な状態から、フレイル（虚弱）段階を経て、要介護状態となります。早い段階で、フレイルに気づき、予防に努めることが重要です。
- 地域の通いの場において、住民主体の介護予防活動の継続支援が必要です。
- 地域でいきいきと生活し続けるため、後期高齢者に対する、生活習慣病等の予防や重度化防止、フレイル予防の対策が重要です。
- 高齢者の身体機能の段階に応じたリハビリテーションを切れ目なく提供し、自立支援を促す体制づくりが必要です。
- 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションともに要介護1の利用率が高く、訪問リハビリテーションは要支援1または2、要介護1の利用率が年々増加しています。
- 介護保険制度は、加齢による心身の変化を自覚して健康の保持、増進に努めるとともに、要介護状態等の軽減や悪化の防止を理念としています。そのため、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができ取組が必要です。
- 本市は要介護認定率は17.7%と全国平均（19.0%）よりも低い水準となっています。（令和5（2023）年3月末時点）



【施策の方向と主な事業】

- 生活習慣病の発症予防から重症化予防までを一体的に考えた健康づくりを推進します。
 - ・健診の受診率向上による病気の早期発見・早期治療
 - ・地域の中で実施できる健康増進活動の推進
- 健康づくり・介護予防の取組を推進するため、地域で活動している組織等への支援を行います。
 - ・保健師、管理栄養士、歯科衛生士による地域の通いの場等でのフレイル予防啓発
 - ・健康づくりボランティアの活動支援
 - ・ロコモーショントレーニングの推進
 - ・浜松いきいき体操の普及と市民いきいきトレーナーの活動支援
- 通いの場での人との交流は、心身両面からフレイル予防につながることから、高齢者サロンやシニアクラブ、介護保険通所型サービス事業所等での運動器の機能維持等の活動を支援します。
- 医療・介護・健診等のデータ等から地域の高齢者の健康課題を把握した上で、主に後期高齢者を対象に、フレイル状態等の予防、重度化防止に向けた取組を各課連携して行います。
 - ・集団支援として、通いの場等における、口腔ケア・栄養改善を含めたフレイル予防や生活機能の維持・向上に向けた支援
 - ・個別支援として、医療や健診を受けていない人の健康状態の把握や医療・福祉・介護等の必要なサービスへのつなぎ
- 本人のできることを大切にし、できることを増やしていく「自立支援の視点」から、自立支援・重度化防止に特化した地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。
 - ・リハビリテーション専門職等による助言・指導
 - ・地域におけるリハビリ専門職を含む多職種・多機関との連携
- 引き続き、要支援1または2、要介護1の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率向上、重度化予防に取り組みます。
 - ・介護支援専門員連絡協議会における研修・啓発
 - ・集団指導、運営指導における啓発
- 要支援認定者等のうち、各サービス利用者に対して、個人の心身の状態に合った介護予防に資する適切なサービスの利用を促します。
 - ・地域包括支援センター等の専門職による適切なサービス利用の調整
- 要介護認定率を低い水準で維持していくため、更なる介護予防の取組を推進します。
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションサービス提供体制の充実における目標

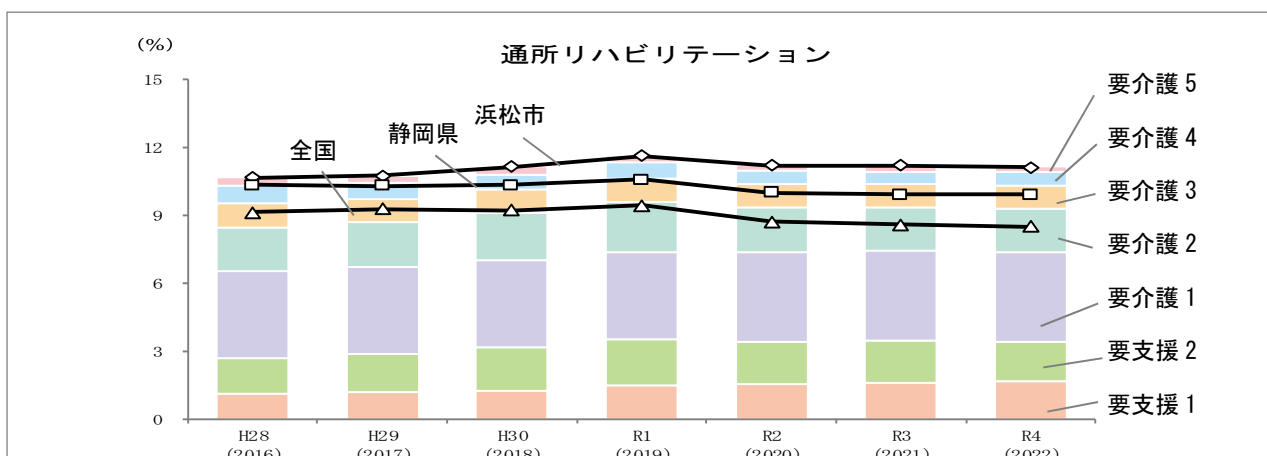
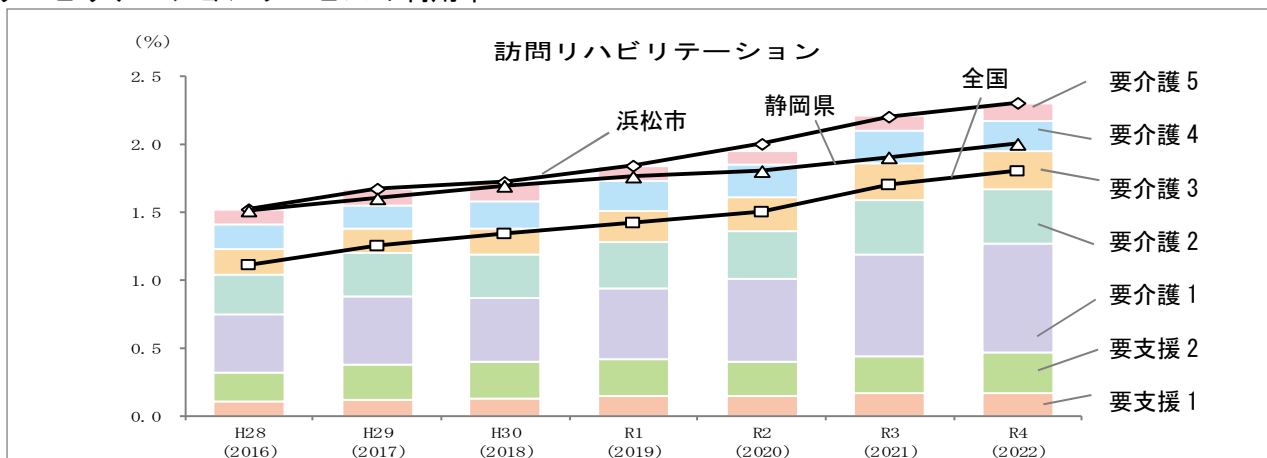
目標	具体的な施策・取組	指標
自立した生活を送ることができるよう、個々の利用者に適したリハビリテーションサービス提供体制を構築します。	要支援1・2、要介護1の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率向上と重度化防止	要支援者及び要介護1の利用率 計画値 8.83% (R5) → 9.54% (R8)
	介護予防の取組の充実	地域リハビリテーション活動支援事業実施回数 計画値 50回 (R5) → 65回 (R8)

リハビリテーションサービス提供施設・事業所数（認定者1万人あたり）

	浜松市	静岡県	全国
介護老人保健施設	6.34	7.10	6.32
介護医療院	2.28	1.37	1.00
訪問リハビリテーション	8.87	6.66	8.36
通所リハビリテーション	14.70	12.94	12.42

※出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告」（令和3（2021）年）

リハビリテーションサービスの利用率



※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5（2023）年4月）

⑥ 「予防・健幸都市（ウエルネスシティ）」の推進

【現状と課題】

- 本市は「大都市別の健康寿命」が男性、女性ともにトップクラスを維持しています。また「全国20政令指定都市の幸福度ランキング2022年度版」においても総合ランキング1位です。
- 市民一人ひとりの健康増進、健康寿命延伸を推進するため、市民の健康意識の高揚や行動変容の促進を図る必要があります。また、データや科学的根拠に基づく疾病・介護予防施策や、デジタル技術を活用した自己の健康管理の推進が、ますます重要になっています。
- 人口減少が進み、労働力が不足する中で、企業の生産性向上や人的資本である従業員の健康維持・増進が求められています。
- 産業が地域の発展を推進してきた本市では、市民の健康維持・増進による産業力の強化が、持続的な発展につながります。
- ヘルスケア産業は市場規模の拡大を続けており、浜松市の産業成長分野の一つです。

【施策の方向と主な事業】

- 市民が病気を未然に予防することにより、健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市「予防・健幸都市（ウエルネスシティ）」を実現するため、2つの官民連携プラットフォーム（浜松ウエルネス推進協議会、浜松ウエルネス・ラボ）を核に様々な事業を展開していきます。
 - ・医療関係者、大学、関連団体、地域内外の企業等による浜松ウエルネスプロジェクトの推進
- 市民の健康増進
民間企業等と連携し予防・健康サービスの活用を通じて、市民の健康増進、健康寿命の延伸を推進します。また市内団体、大学とともに健康データを活用した事業を推進します。
 - ・公式ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」の利用促進
 - ・官民連携によるヘルスケア事業の推進
 - ・健康ビッグデータ分析
 - ・健康はままつ21推進協力団体の取組推進
 - ・健康はままつ21講演会の開催
- 地域企業の健康経営の促進
従業員の健康維持・増進により、企業の成長につながる「健康経営」を促進し、職域での効率的な健康増進と、地域産業力の強化を目指します。
 - ・セミナーや健康講座の開催
 - ・健康経営優良法人認定申請書の作成に係る個別サポート
- ヘルスケア産業の創出
スタートアップ振興策と連動した実証実験サポート事業に加え、浜松ウエルネス推進協議会との連携による浜松ヘルステックシンポジウム開催などによりヘルスケア産業の振興を図ります。浜松ウエルネス・ラボでは、参画企業による市民の疾病・介護予防や健康増進に関する課題解決のための社会実証事業を、浜松市をフィールドに実施し、データやエビデンスなどを取得・蓄積するとともに、事業化を促します。
 - ・浜松ウエルネス推進協議会参画企業の連携促進
 - ・浜松ヘルステックシンポジウムの開催
 - ・浜松ウエルネス・ラボ参画企業による社会実証事業



【コラム1】 官民連携で進める「浜松ウエルネスプロジェクト」

人生100年時代と言われている中、その安心の基盤は市民の皆様の「健康」です。また、都市の発展の原動力も同じく市民の皆様の「健康」です。本市は厚生労働省の研究における「大都市別の健康寿命」が、男性、女性ともにトップクラスを維持しています。

浜松ウエルネスプロジェクトでは、こうした強みを一層進展させ、市民が病気を未然に予防することにより、健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市「予防・健幸都市（ウエルネスシティ）」を実現するため、2つの官民連携プラットフォーム（浜松ウエルネス推進協議会、浜松ウエルネス・ラボ）を核に「疾病・介護予防」や「健康づくり」等に関する様々な事業を展開していきます。

○浜松ウエルネス推進協議会

地域内の医療機関、大学、企業、金融機関、関連団体等とともに、生活習慣病予防や介護予防、健診（検診）受診率向上等、予防や健康づくりに関する事業を官民連携で推進します。

また、予防や運動、健康、食事等、民間企業によるヘルスケア技術・サービス等の創出や市民への展開を支援します。

○浜松ウエルネス・ラボ

地域内外の企業等とともに、市民の生活習慣病や介護予防、健康づくりに寄与する様々な官民連携社会実証事業等を実施し、データやエビデンスを取得・蓄積します。

取得したデータやエビデンスは、本市の施策に活用していきます。

《官民連携による主な取組》

(1) フレイル予防 “栄養はなまる弁当”

【連携体制】民間団体－社会福祉法人－企業－行政

令和3（2021）年から季節ごとに、フレイル予防を応援する地産地消の弁当を独自に開発・販売。令和5（2023）年8月には累計13万食を突破しました。徳川家康公を支えた地産の旬の食材をPRし地域活性化を目指す浜松パワーフード学会が総合デザインを担当、聖隷福祉事業団保健事業部の管理栄養士が監修、遠鉄ストア35店舗で販売し、行政が協力しています。消費者からの応募により、抽選で人間ドック利用券等を贈呈。



(2) 野菜摂取状況の見える化プロジェクト（官民連携共同研究）

【連携体制】医療機関－大学－小中学校－企業－行政

令和2（2020）年から野菜摂取量を見える化するベジメータ®（皮膚カロテノイド測定器）を使用した聖隷浜松病院、浜松医科大学、常葉大学の共同研究を開始。令和3（2021）年から市内の生徒・児童を対象に、測定値を示し、食生活習慣の変容を調査する共同研究を開始しました。

また、令和4（2022）年から市内スーパーでベジメータ®を常設している店舗と連携して、野菜摂取を促進するとともに、野菜摂取による応募キャンペーンを実施しています。



(3) 公式ヘルスケアアプリ “はままつ健幸クラブ”

市民の健康増進及び行動変容を促進するため、歩数測定機能を基本にポイント付与、ランキング表示、特産品プレゼント等の機能を付加したアプリをリリースしました。（令和4（2022）年10月）

※浜松ウエルネスプロジェクトの詳細は、

浜松ウエルネスプロジェクトHP（右記二次元コード）をご覧ください。



⑦ 生きがいづくりの推進

【現状と課題】

- 実態調査から、高齢者が生きがいを実感するときは、おいしいものを食べているとき、テレビを見ているとき、知人と過ごすとき、散歩や買い物をしているとき等、多岐にわたっています。
- 今後やってみたいものには、趣味活動、健康づくりやスポーツ、働くこと、学習・教養の向上等が挙げられます。

【施策の方向と主な事業】

- 高齢者に生涯学習の機会を提供するとともに、身近に参加できるスポーツやレクリエーション活動の充実を図ります。
 - ・ふれあい交流センター利用による多世代交流
 - ・ささえあいポイント事業によるボランティア活動に対する地域貢献意識や介護予防意識の向上
 - ・ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手団派遣
 - ・高齢者の作品展等、学習成果の発表機会の提供
 - ・シニアクラブ等による地域づくり活動への支援
 - ※シニアクラブは老人クラブの愛称です。シニアクラブ浜松市（浜松市老人クラブ連合会）は、楽しく健康づくり・仲間づくり・地域づくり等の活動を行う団体です。
- 敬老会開催自治会等へ補助金を交付するとともに、節目の年齢を迎える人に祝金を贈呈して長寿をお祝いします。
 - ・敬老会等開催費補助金の交付、敬老祝金の贈呈

⑧ 「70歳現役都市・浜松」の推進

【現状と課題】

- 介護認定を受けていない高齢者のうち約4割の人が生きがいを感じるときとして「仕事をしているとき」を挙げており、「地域活動（ボランティア等）に参加しているとき」と答えた人が1割以上います。

【施策の方向と主な事業】

- 高齢者の社会参加を奨励・支援し、いくつになっても活躍できる環境の整備を推進します。
 - ・ささえあいポイント事業の推進
- 高齢者の豊かな経験、知識、技能を活かした就業機会の提供に努めます。
 - ・シルバー人材センターへの支援
 - ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定
 - ・高齢者向けの就労相談窓口「シニア専用デスク」の開設

高齢者就労支援窓口「シニア専用デスク」

働きたい高齢者の方の相談窓口「シニア専用デスク」を市役所内に開設しています。ハローワーク浜松の相談員が個々の情報を把握し、寄り添った就業相談により、相談者の就労ニーズに沿った求人情報を無料で提供しています。

【対象】

概ね55歳以上で浜松市内の企業等で働くことを希望する人

【支援内容】

- ・就職相談（キャリアカウンセリング）
- ・面接指導、応募書類の作成・添削
- ・企業情報・求人情報の提供
- ・イベント情報提供など

【予約相談・お問合せ】

浜松市ジョブサポートセンター・シニア専用デスク（浜松市役所 本館1階）
TEL：053-457-2104



⑨ 介護サービス基盤の整備・質の向上

【現状と課題】

- 認知症の人とその家族が地域において安心して生活が送れるよう対応していくことが求められています。
- 認知症の要介護（要支援）者等の居宅介護が困難な場合への対応として、要介護者等の受け入れ施設の整備が必要です。
- 要介護者等に適切な介護サービスを提供するため、職員の質の確保・向上が必要です。
- 介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員や介護サービス事業所間で情報共有することが必要です。
- 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、市は事業者への指導・監督が必要です。
- 利用者が介護サービス情報を得て、適切な介護サービスを選択することができる仕組みが必要です。
- 介護事業運営をさらに適正なものとしていくため、事業者には、法令等の遵守が求められます。
- 適切な介護サービスの利用を促進するため、利用状況の調査・確認体制の整備が必要です。
- 老朽化した特別養護老人ホーム入所者の居住環境を改善するため、施設の改築が必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 認知症の要介護者等の増加に対応するため、施設整備を推進します。
 - ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）整備の推進
- 介護職員の質の向上を図るため、研修の機会を確保し、介護事業所の職員に対して、研修への参加を促します。
 - ・介護職員に対する認知症介護に係る基礎的研修の受講
- 介護支援専門員、介護サービス事業者間の連携及び知識、資質の向上を図るため研修会等を開催します。
 - ・浜松市介護支援専門員連絡協議会
 - ・浜松市介護サービス事業者連絡協議会
- 制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、介護サービスの質の向上を図ることを主眼に、事業者に適切な指導監督を行います。
 - ・運営指導
(介護サービスの質、運営体制や報酬請求の実施状況の確認のため、介護サービス事業所に出向き指導を行います。)
 - ・集団指導
(高齢者虐待や身体拘束、不正請求等の未然防止のため、オンライン等の方法で指導を行います。)
- 利用者が介護サービス事業所を比較・検討し適切に選ぶことができるよう、厚労省が運用する介護サービス情報公表システムを通じて事業所情報を公表します。
 - ・介護サービス情報の公表制度事業
- 介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられ、市は業務管理体制の監督をします。
 - ・業務管理体制整備の届出
- ケアプランの内容を点検することにより、自立支援に資するケアプランの作成や介護支援専門員の資質向上を図ります。
 - ・市職員に加え、介護支援専門員による点検を実施
- 事業者からの介護報酬の請求内容をチェックします。
 - ・医療情報と介護サービス利用情報との突合及び点検による整合性の確認
 - ・複数月にわたる介護報酬明細の内容確認
- 特別養護老人ホーム入所者の処遇改善を図るため、老朽化した特別養護老人ホームの改築を支援します。
 - ・老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）

⑩ 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

- 慢性疾患と認知症をもつなど、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加傾向にあります。
- 実態調査から、自宅で介護してほしい人が5割を超え、また、家族に介護が必要となった場合、自宅で介護したいと思う人が6割でした。
- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が続くと見込まれ、家族による看護・介護はますます難しくなると予想されま
- 高齢者が安心して自宅で療養しながら、医療や介護を切れ目なく受けられるよう、地域の医師会をはじめ、看護や介護の関係者と協力し、医療と介護の連携を推進する必要があります。



【施策の方向と主な事業】

- 医療、介護及び福祉の関係者による連絡会を開催し、関係者間の連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する課題を整理し、課題解決に向けて情報共有を図ります。
 - ・地域包括ケアシステム推進連絡会の運営
- 多職種を対象とした研修会や在宅医療に関する講演会を開催し、顔の見える関係の構築と専門職の資質向上に努めます。
 - ・多職種連携のための研修会等の開催
 - ・認定在宅医療・介護対応薬局事業の実施
- 医療・介護・福祉関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を実施します。
 - ・在宅医療・介護連携相談センター（在宅連携センターつむぎ）の運営
- 在宅医療に関する市民への情報提供や、医療関係者に向けて在宅医療への協力の呼びかけを、地域の医師会などと連携して行います。
 - ・在宅医療に関する市民への情報提供
 - ・在宅医療に関する市民公開講座、出前講座の実施
 - ・医療関係者に向けた在宅医療への協力の呼びかけ
- 市民が人生の最終段階に希望する医療やケアを選択できるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を専門職と連携して実施します。
 - ・市民向け冊子の配布（人生会議手帳等）
 - ・地域の団体等を対象とした専門職による講座の開催
 - ・ACPに関する市民向け講座の開催

【コラム2】ACPの普及啓発

本人が尊厳あるより良い最期を迎えるために、人生の最終段階に自分が希望する医療やケアを受けるために自分が大切にしていることや望んでいることを前もって考え、家族や医療・介護関係者と話し合うこと（ACP＝アドバンス・ケア・プランニング）が重要です。本市では、令和元（2019）年12月に「人生会議手帳」を発行しました。本市独自の取組として、市内の医療機関等に所属する専門職のACPリーダーが、市民一人ひとりに普及啓発の活動を行っています。令和5（2023）年3月末までに、ACPリーダーを100人養成し、市民向けACP講座等で活躍しています。



ACP詳細情報
二次元コード



市民向けACP講座

⑪ 認知症施策の総合的推進

【現状と課題】

- 平均寿命の延伸に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症の予防と認知症の人が尊厳を持って暮らせる社会の実現が急務とされています。
- 健康について知りたいことについて「認知症の予防」に約5割の回答があり関心の高さがうかがえますが、「認知症相談窓口」を知らない人が約7割、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」「オレンジシール・メール」について知らない人が、約8割おり、認知症施策の周知が進んでいない現状です。
- 認知症に関する理解促進、認知症の予防に資する取組、認知症本人・家族への支援、認知症になっても地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。
- 施策の推進にあたっては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6（2024）年1月1日施行）に基づき、共生に向けた取組をさらに進める必要があります。



【施策の方向と主な事業】

- 国の認知症施策推進大綱及び認知症基本法の考え方にに基づき取組を進めます。
- 共生社会の実現を推進するために、学校教育機関や職域を含め地域における認知症への理解を一層促進します。また、本人や家族の意向を尊重して施策立案するとともに、認知症施策について、本人や家族を含め広く市民へ周知します。
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・認知症講演会の開催
 - ・本人発信支援の取組
 - ・本人や家族の意向を尊重した施策立案
 - ・相談窓口を含む認知症施策の効果的な周知
- 社会参加やフレイル予防活動の促進、健康教育や栄養指導の実施など、認知症の予防に資する取組を推進します。
 - ・社会参加・フレイル予防の促進
 - ・健康教育・栄養指導の実施
 - ・認知症気づきチェックシートの普及
- 認知症の人が、尊厳を保持しつつ、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。また、認知症の人の家族や、認知症の人と日常生活において関係を有する人に対する支援を適切に行い、保健・医療・福祉サービスを切れ目なく提供できるような体制を整えます。
 - ・認知症疾患医療センター、認知症サポート医との連携体制の構築
 - ・認知症初期集中支援事業の効果的な推進
 - ・若年性認知症の人や家族への支援体制の取組
 - ・当事者同士の交流やピアサポートの取組
- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、他の人々と支え合いながら共生できる安全安心な地域づくりを目指します。
 - ・チームオレンジの構築に向けた取組の推進
 - ・オレンジシール・オレンジメール事業の推進



オレンジメール登録二次元コード

スマートフォン

フィーチャーフォン（ガラケー）



⑫ 人材の確保・定着・育成

【現状と課題】

- 少子化による生産年齢人口の減少の中で、増大する地域の介護ニーズに対応するため、訪問介護員や介護支援専門員といった介護サービスの担い手の確保が必要です。
- 介護人材の確保において、介護職員の資格取得、介護職の魅力の発信に伴うイメージの刷新及び介護分野への就労を考えている人への支援が必要です。
- 介護現場の生産性の向上を図るため、業務内容の効率化や、介護職員がやりがいをもって働き続けられる環境づくりなどへの支援が必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 多様な人材の確保・育成の支援として、介護施設や地域でのボランティア活動を推進します。
 - ・ ささえあいポイント事業の拡充
- 福祉職場への就職希望者に無料で求人情報を提供、求人情報誌の発行、職場説明会や求職者相談会の開催等により、潜在的 manpower を掘り起こし、福祉・介護分野への雇用を促進します。
 - ・ 福祉人材バンクの運営
- 中山間地域では、地域内の事業所数が少ないことに加え、移動距離が長く送迎や居宅への訪問に時間がかかる等の課題があります。今後の在宅サービスの提供量を維持していくため、周辺の事業所がサービス提供した際の交通費等の経費の一部への助成や、佐久間・水窪圏域外から居宅介護支援を行った事業者に対しての支援などを行います。
 - ・ 中山間地域介護サービス事業の支援
- 介護職員は資格の取得等を通してキャリアアップすることで、待遇が向上します。職員が資格を取得し、継続して勤務した場合、要した費用の一部を助成することにより職員の定着を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう支援します。
 - ・ 介護職員キャリアアップ支援
- 市内の介護サービス事業所に就職し、働きながら奨学金を返済する介護職員に対して、市が返済支援奨励金を支給することで新たな介護人材の確保・定着を促進します。
 - ・ 介護職員に対する奨学金の返済支援
- 子どもから高齢者まで幅広い層を対象に、介護現場の魅力を発信することで介護職のイメージアップを図り、社会的な理解を深める啓発活動等を行います。
 - ・ 介護職の魅力発信・向上の取組
- 経済連携協定（EPA）による外国人の介護人材を受け入れ希望した事業所に対する支援を行います。
 - ・ 介護の担い手外国人支援の推進
- 介護職員の身体的・精神的負担の軽減や効率的な業務運営の実現を目指し、県と連携して介護ロボット・ICT導入支援や介護現場の革新を目指す施設への支援及び、取組の市内事業所への展開を推進します。
 - ・ 介護事業所の職場環境整備支援

⑬ 災害や感染症対策に係る体制の整備

【現状と課題】

- 災害発生時に自力での避難が困難な高齢者等の安否確認や避難の支援が必要です。
- 災害時等には介護施設等利用者の安全を確保し、施設等の事業継続の確保が課題です。
- 災害時避難行動要支援者を取りまとめた名簿について、網羅性・正確性が課題となっています。また、名簿に掲載された人の個別避難計画の策定率向上が必要です。



【施策の方向と主な事業】

- 介護サービス事業者等関係団体と協力し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の在宅要介護者への支援を行います。
 - ・災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定
- 災害や感染症発生時でも、最優先に利用者の安全を確保し、事業所のサービス提供を継続できる体制を整備します。
 - ・感染症対策を含め、実効性のある業務継続計画の作成及び避難訓練等の実施の周知・啓発
 - ・災害・感染症に対する物資の備蓄等の啓発
 - ・介護施設等に対する災害対策に係る施設整備補助の実施
- 災害時に支援を必要とする人に、災害時避難行動要支援者名簿の制度の周知や名簿の内容更新に努め、精度を高めます。
 - ・市の窓口や郵送、広報による制度周知
 - ・高齢者と日ごろ接点がある福祉専門職の協力による周知
- 災害時避難行動要支援者名簿の掲載者について、地域における避難支援体制の整備に努めます。
 - ・自治会への名簿の配布と支援者の選定依頼